

お知らせ インデックス

よこしばひかりまちの
暮らし・募集・催し物
お知らせします



お知らせ



防犯カメラ設置事業補助金 のご案内

甲府環境防災課防災班

☎(84)1216

安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯カメラを設置する行政区や自治会などの団体に、設置費用の一部を助成します。

補助対象

行政区、自治会など

補助額

補助対象経費の2分の1

※1台当たり上限20万円

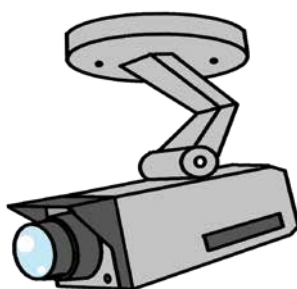
補助対象経費

・防犯カメラの購入費及び設置工事費

・防犯カメラの設置を示す看板等の作成費及び設置費

注意事項

事前に、防犯カメラの設置場所や運用規定の作成などについて、必ず、町及び山武警察署と十分に協議を行ってください。



有害獣被害防止電気柵設置 事業のご案内

甲府産業課農政班

☎(84)1215

有害獣による農作物の被害を防止するために、電気柵を設置した際の購入に要する経費に対し、費用の一部を助成します。

補助対象

(1)町内に住所を有する個人または所在する法人

(2)前年の農業所得があるもの
(3)町税の滞納がないもの

補助額

電気柵の設置に要する経費の2分の1(上限2万円)

補助対象

(1)電気柵を設置する農地が町内にあること

(2)電気柵を設置する農地を所有または借用し、耕作されていること

(3)電気柵を設置する農地の面積が10アール以上であること

(4)電気柵の延長が100メートル以上であること

(5)電気柵の購入先が町内または農業協同組合であること

注意事項

※購入前に申請手続きが必要です。必ず事前にご相談ください。

※受付は先着順とし、予算を超えた時点で終了します。



ご連絡ください

・家を新・増築、取壊したとき
・土地利用形態を変更したとき

国税務課資産税班

☎(84)1212

家屋(建物)や土地の固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。

町では、新・増築家屋や取壊し家屋の把握に努めています。適切な課税を行うためにも、次のようなときはご連絡ください。

新・増築をしたとき

住宅・店舗・車庫・物置などの家屋を新築された方は、新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算出するため、税務課職員が家屋調査をさせていただきますので、完成後お早めにご連絡ください。ご都合の良い日を相談のうえお伺いします。

取壊しをしたとき

家屋の一部または全部を取壊した方は、翌年度から取壊した家屋について固定資産税が課税されなくなります(ただし、取壊し時期によって翌々年度から変更となる場合があります)。土地の税額が変わることもありますので、お早めにご連絡ください。

すでに法務局(登記所)に取壊しの